

屋が使うスチール製の陳列棚（横約 1 m、縦約 30cm、厚さ約 0.15cm）4 枚（市は 10 数枚と言っていますが間違います）を市内の再生業者へ持込んだということ、それが、【一般廃棄物収集運搬業者は、その収集した事業系一般廃棄物を、柏羽藤環境事業組合（以下「事業組合」という）に搬入すること】という弊社に対する一般廃棄物の収集運搬業の許可条件に違反したというものであります。

しかしながら、弊社としては、以下の二つの点で異論があり、裁判で明確にしたいと思っております。

第1点は、弊社は、許可条件に違反はしていないということです。

なぜかといいますと、弊社は、平成 21 年 5 月 18 日に、民間の再生事業者に搬入し、事業組合に搬入しなかったことは認めますが、その許可条件は「一般廃棄物」、つまりゴミについて定めたものであり、「廃棄物」に当らない物は、許可条件の関知するところではないということです。

ところが、弊社が市内の再生業者へ持ち込んだものは、新聞報道にもあるとおり、「金目のもの」であり、「資源」とされるスチール製の陳列棚でありますから、つまり「有価物」であり、「廃棄物」ではないのです。

従って、弊社が民間の再生業者に搬入したとしても、何ら許可条件に違反するものではないと考えるものであります。

第2点は、許可条件そのものが間違っているということです。

すなわち、仮に、弊社の行為が形式の上で、一見、許可条件に違反するとしても、この許可条件は、廃棄物処理法の上では正しい条件ではなく、間違っている、違法な条件であるということです。

すなわち、法律には「市町村は、生活環境の保全上必要な条件を付することができる」と定めているのであって（廃棄物処理法 7 条 11 項）、なんでもかんでも条件にしてよいものではないのです。市町村が定める条件は、「生活環境の保全上必